

## 芦之湯温泉国民保養温泉地

## 【国民保養温泉地とは】

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に基づき温泉の公共的利用増進のため、温泉利用の効用が十分に期待され、かつ、健全な保養地として活用される温泉地を環境大臣が指定するものである。全国で 91 箇所が指定されており、今回の芦之湯温泉で 92 箇所となり、また、神奈川県では第 1 号となる。

## 【指定日】

平成 27 年 5 月 1 日

## 【指定区域】

27.22ha（別添図面のとおり）

## 【温泉地の概要】

芦之湯温泉は、箱根町の南西部に位置し、周囲を 1,000m 前後の山に囲まれた高原性の小盆地にあり、国道 1 号線小涌谷・元箱根間約 6 km のほぼ中間に位置している。

芦之湯温泉は、鎌倉時代から湯治場として機能していたことが複数の文献に記載されており、古くから知られた温泉地であり、江戸時代には「箱根七湯」と称された温泉地の一つである。江戸時代の後期には「箱根七湯」と名所等を巡る「七湯廻り」が行われるようになり、多くの文人墨客が訪れるようになった。また、芦之湯とその周辺には東光庵、精進池、石仏・石塔群などの歴史的及び文化的な遺産が多く遺されている。

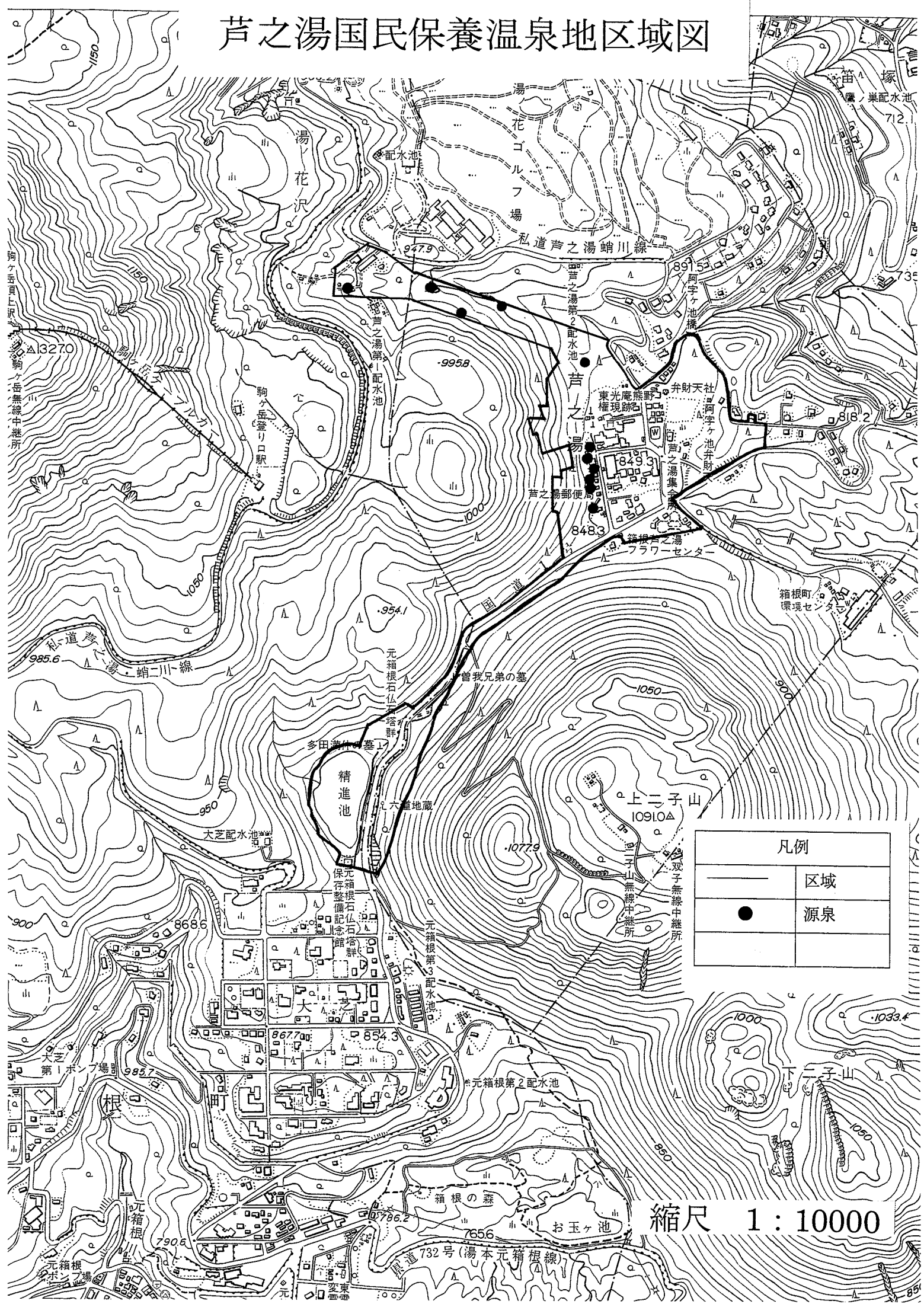
芦之湯温泉の泉質は、箱根では唯一の中性の硫黄泉で、美肌の湯と評される温泉であり、その他硫化水素型の硫酸塩泉などの温泉もある。

## 【計画の基本方針】

芦之湯温泉においては、周辺の自然と調査しつつ地域の歴史・文化を活用し、保養・休養の場として来訪者にとって、より魅力のある温泉地を目指していくものである。

- （ 1 ） 芦之湯温泉の豊かな自然環境を活用した事業を行う。
- （ 2 ） 芦之湯温泉の施設の整備は、安全性・利便性・高齢者及び障がい者に配慮し、周辺の自然及び景観と調和のとれたものとする。
- （ 3 ） 芦之湯温泉の閑静な温泉街を保全し、温泉利用者の滞在推進に向けて、より風情ある雰囲気醸成する。
- （ 4 ） 芦之湯温泉とその周辺の歴史・文化・風土を継承して活用していく。

# 芦之湯国民保養温泉地区区域図



凡例	
	区域
	源泉

縮尺 1 : 10000